

浦安市規則第 5 3 号

浦安市会計管理者の補助組織設置に関する規則の一部を改正する
規則

浦安市会計管理者の補助組織設置に関する規則（平成19年規則第26号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号を第12号とする。

附 則

この規則は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。